

障害者の安心施策検討会報告

平成26年11月4日

1 安心施策検討の経過

平成24年11月20日の宇部市地域自立支援協議会において、心身障害者福祉手当を廃止して、代替え策として安心施策の実現を目指して検討することとなりました。その後、障害者の安心施策立案検討会から心身障害者福祉手当に代わる安心施策として、4つの施策の方向性が示され、平成25年6月25日の宇部市地域自立支援協議会において決定されました。

それを受けて、市では、平成26年3月市議会において、心身障害者福祉手当の廃止を提案し、市議会からは、心身障害者福祉手当を廃止し、その財源で時代にあった障害者ニーズの高い事業を実施することで可決された。

平成26年5月20日の宇部市地域自立支援協議会では、心身障害者福祉手当の廃止にかかる市議会での結果の報告を受けて、心身障害者福祉手当に代わる安心施策の具体的な事業を、官民協働で検討することとなった。

2 安心施策の4つの方向性

心身障害者福祉手当に代わる安心施策として、平成25年6月25日に宇部市地域自立支援協議会において決定された4つの方向性については、以下のとおりである。

- (1) 在宅の障害者が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど、緊急に支援が必要となった場合において、在宅生活における不安解消と安全確保を図る施策。
- (2) 通常の学級に在籍する障害がある児童やその疑いのある児童に個に応じた学習支援や生活支援を行い、確かな学力と人と関わる力を身につけさせる施策。
- (3) 発達障害などに対する支援を推進するための中核的な拠点施設として、発達障害(自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障害、学習障害等)等のある方とそのご家族が安心して、そして豊かに生活できるよう支援する施策。
- (4) 児童生徒及び教員が、障害のある方とのふれあいを通して、障害に対する理解を深め、偏見や差別のない共に生きる地域社会をつくる人材となるよう支援する施策。

3 障害者の安心施策検討会の設置

宇部市地域自立支援協議会は、宇部市地域自立支援協議会設置要綱第5条による実務者会議として、「障害者の安心施策検討会」を設置し、心身障害者福祉手当に代わる安心施策として具体的な事業を検討することとした。

4 安心施策の事業内容の検討について

障害者の安心施策検討会では、安心施策の4つの方向性に基づいて、平成26年6月から10月まで、障害者の安心につながる事業について4回の検討会を実施し、以下の4事業の創設を提案する。

◆施策の方向性(1)

在宅の障害者が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど、緊急に支援が必要となった場合において、在宅生活における不安解消と安全確保を図る施策。

【事業1】

介護者が緊急に支援が必要となった時に、「短期入所やヘルパー派遣」が利用でき、在宅の障害者が安心して生活できるよう、「**障害者安心サポート事業**」を創設する。

■ 事業実施にかかる検討会の意見

○対象者の年齢については、制限しないこととする。

○利用手続きについては、緊急時を想定して、弾力的に対応できるよう、事前登録をしなくても対応できるようにしてほしい。

○事業の利用については、将来的には、障害者の安心のために、休日や夜間を含めた24時間体制で事業の受付をしてほしい。

○国において、緊急時の障害者の安心のために、居住機能、相談機能などをもち、コーディネートする事業の創設を検討しており、事業の実施にあたっては、国の動向を注視していく。

◆施策の方向性(2)

通常の学級に在籍する発達障害がある児童やその疑いのある児童に個に応じた学習支援や生活支援を行い、確かな学力と人と関わる力を身につけさせる施策。

【事業2】

発達障害をはじめその他の障害の疑いのある児童が、卒業後も円滑に生活ができるよう、教室の先生とタイアップして、学習や学校生活を支援する支援員を配置する。

また、特別な支援の必要な児童のいる幼稚園や保育所、学校などの支援者等に的確な指導・助言を行うことができるような体制を整備するために、「**個に応じた学習・生活支援事業**」を創設する。

■ 事業実施にかかる検討会の意見

○施策の方向性については、発達障害とその疑いのある児童としているが、学校の中には、さまざまな障害のある児童がおり、その他の障害とその疑いのある児童についても事業の対象として、学習や生活を支援してほしい。

○配置する支援員については、教員資格のある人が望ましい。

◆施策の方向性(3)

発達障害などに対する支援を推進するための中核的な拠点施設として、発達障害(自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障害、学習障害等)等のある方とそのご家族が安心して、そして豊かに生活できるよう支援する施策。

【事業3】

障害者の特性に応じて、生活、学習や就労などについて、臨床心理士や社会福祉士などの指導、助言、情報提供などを行うとともに、必要に応じて医学的な診断や心理判定などを行い、支援方針などを立てる。

また、障害者の保護者などの交流を支援するとともに、支援者を育成することにより、障害者が安心して生活できるよう支援するため、「**発達・生活相談機能充実事業**」を創設する。

■ 事業実施にかかる検討会の意見

○対象者については、発達障害だけでなく、精神障害なども事業の対象としてほしい。また、子供だけでなく大人についても対象としてほしい。

○専門職の中に、精神保健福祉士を加えてほしい。

○障害者の安心のために、休日や夜間を含めた24時間体制での相談を受け付けできるような体制にしてほしい。

○サービス事業所に委託するのではなく、市が直営で実施してほしい。

◆施策の方向性(4)

児童生徒及び教員が、障害のある方とのふれあいを通して、障害に対する理解を深め、偏見や差別のない共に生きる地域社会をつくる人材となるよう支援する施策。

【事業4】

障害に対する理解を促進するために、小中学校での講演会や障害者とのふれあい活動を実施するとともに、講演会等の後には事後指導をして、障害に対する理解をさらに深める。

また、地域や官公庁での障害に対する理解を促進するために、研修会を開催する「**障害者理解促進事業**」を創設する。

■ 事業実施にかかる検討会の意見

○学校での理解促進については、障害者がスポーツなどに参加、体験しあうなど、障害者と触れ合うことが大事。

○障害の理解に関するポスターの募集や賞の授与などの啓発の方法も良いのではないかと。

○事業実施するだけでなく、事後指導を充実させてほしい。また、指導者についても、資質向上が必要。

5 おわりに

■ 本検討会では、4つの施策の方向性に基づいて、障害者が安心して暮らすために必要な事業の創設に向けて検討を重ねてきた。

終わりにあたり、これらの事業が円滑に運営されるよう、以下の意見を付け加える。

○提案した事業については、市をはじめ、サービス事業所や関係機関などが協議を重ね、円滑に実施されることを期待する。

○事業が実施された後においても、国の制度改正や補助事業の創設など、状況の変化等が生じた場合でも、適宜、事業が見直され、実施されることを期待する。

○本報告を踏まえ、市において障害者が安心して生活できるとともに、児童や各分野での指導者、地域において障害に対する正しい理解が促進されることを期待する。

○最後に、安心施策にかかる事業が、障害者基本法の目的にある、障害の有無によって分け隔てられることのない共生する社会の実現に向けて、障害のある人とない人がともに暮らせるまちづくりにつながることを期待する。

障害者の安心施策検討会について

1 目的

平成25年2月から6月にかけて「障害者の安心施策立案検討会」を開催し、平成25年6月25日に開催された「平成25年度第1回宇部市地域自立支援協議会」において検討会の報告を行った。

平成26年3月市議会において「心身障害者手当支給条例」の廃止が可決され、心身障害者福祉手当廃止の代替案として、4つの安心施策を実施することとしており、具体的な事業内容を官民協働で検討することを目的とする。

2 検討内容

手当の廃止に代わる障害者の安心施策の事業内容について

3 委員の構成

地域自立支援協議会委員のうち、参加を希望する委員13名

(敬称略)

氏名	所属(役職等)
宮崎 博子	宇部フロンティア大学(准教授)
山根 俊恵	宇部市障害者ケア協議会(部会長)
溝田 成哲	宇部市身体障害者団体連合会(副会長)
山田 節子	特定非営利活動法人むつみ会(生活支援員)
水田 和江	在宅障害児・者と家族を支援する会(会長)
益原 理子	宇部市障害者生活支援センター「ぴあ南風」(所長)
稗田 暢子	総合相談支援センター「ぷりずむ」(所長)
牧 憲一郎	生活支援センター「ふなき」(副管理者)
野村 和志	特定非営利活動法人きょう・生(理事長)
浅谷 友香	障害福祉サービス事業所「サムラ」(サービス管理責任者)
土屋 智	宇部市医師会(理事)
山村 智恵子	山口県立宇部総合支援学校(地域コーディネーター)
益原 忠郁	宇部市障害者就労支援ネットワーク会議(会長)

4 検討会の実施

平成26年6月から10月にかけて、4回開催

5 その他

- (1) 宇部市地域自立支援協議会の実務者会議として設置する。
- (2) 検討会メンバーが欠席の場合は、代理人が出席できる。
- (3) 検討会は、公開で開催する。

6 障害者の安心施策検討会の経過

○第1回検討会

- ・月 日 平成26年6月18日
- ・場 所 宇部市役所 第2会議室
- ・出席者 委員13名
- ・内 容 施策の方向性の確認と立案検討会での検討内容について検討した。また、今後のスケジュールについて確認し、事業内容を本検討会で検討していくこととなった。なお、第2回検討会の前に、障害者関係団体から意見聴取をすることとした。

○第2回検討会

- ・月 日 平成26年8月19日
- ・場 所 宇部市役所 第1会議室
- ・出席者 委員10名
- ・内 容 障害者の安心施策としての4つの施策における事業の内容について、8月7日に実施した障害者関係団体からの意見聴取の内容を踏まえて、事業の対象者や実施方法、そして事業の実施内容について検討した。

○第3回検討会

- ・月 日 平成26年9月12日
- ・場 所 宇部市役所 第1会議室
- ・出席者 委員 7名
- ・内 容 障害者の安心施策としての4つの施策における事業について、具体的な事業概要と事業の予算案（試算）を作成して検討した。

○第4回検討会

- ・月 日 平成26年10月7日
- ・場 所 宇部市役所 第1会議室
- ・出席者 委員9名
- ・内 容 障害者の安心施策としての4つの施策における事業を具体的に検討するにあたり、各委員の意見を検討会で再度検討し、検討会としての意見を集約した。

障害者の安心施策にかかる障害者関係団体からの 意見聴取について

1 目的

市では、心身障害者福祉手当の廃止に伴う安心施策の事業を創設するに当たり、「安心施策検討会」における検討の参考とするため、障害者関係団体から意見を伺った。

3 開催日時 平成26年8月7日(木)13:00~15:30

4 場所 宇部市役所 2階 第1会議室

5 議題 安心施策に係る具体的な方策(案)について

6 参加団体及び人数

○障害者関係団体4団体 6名出席 (意見提出 6団体)

- ・宇部市視覚障害者福祉協会 2名
- ・宇部市聴覚障害者福祉協会 2名
- ・在宅障害児・者と家族を支援する会 1名
- ・特定非営利活動法人 おひさま生活塾 1名

○委員傍聴 1名

7 内容

4つの施策の方向性に基づいて、障害者関係団体から具体的な方策について、ご意見をいただいた。

各団体からいただいた、ご意見については、別紙のとおりとなっている。